日 銀 業 第 ８ ８ 号
２０２５年3月２７日

補完当座預金制度対象先　御中

日　　本　　銀　　行

「補完当座預金制度に関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行では、補完当座預金制度の適切な運用を確保する観点から、「補完当座預金制度に関する細則」（以下「細則」といいます。）の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

本件改正は、日本銀行との間で行われる借入れについて借入限度額を超えて借入れが行われた場合に、補完当座預金制度の対象先（以下「対象先」といいます。）に生じ得る利得の返戻にかかる取扱いを定めるものです(注)。

（注）本件改正による利得の返戻は、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション、気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションおよび貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給の借入れにおいて生じ得るものです。

改正後の細則８．は、対象先が借入限度額を超えて借入れを行った場合で、かつ、借入期間中の補完当座預金制度に関する利息の計算に用いる適用利率（以下「付利金利」といいます。）が日本銀行との間で行われた借入れにかかる利率（以下「借入金利」といいます。）を上回る場合における、付利金利と借入金利の差から生じ得る利得の返戻について規定するものです。

日本銀行は、対象先に利得の返戻を求める場合には、請求金額の算出方法、請求金額および引落日を予め対象先に通知したうえで、引落日に対象先の本店等の当座

勘定から引落を行います。

なお、本件改正については、今後行われる借入れに加え、既に借入れ済みまたは返済した借入れについて借入限度額を超えて借入れが行われたことが判明した場合にも適用しますので申し添えます。

以　上

別紙

「補完当座預金制度に関する細則」中一部改正

○　７．（注２）を横線のとおり改める。

（注２）対象先は、~~２０２４年３月１６日を起算日とする積み期間以前の積み期間にかかる利息の算出に用いた借入れ~~日本銀行との間で行われる借入れについて、借入限度額を超えて借入れが行われたことが疑われる事象を了知した場合には、日本銀行による遡及的な利息の再計算および差額の決済等所要の措置の実施のため、同借入限度額の算出に用いる計数を日本銀行に提出してください。具体的には、各借入れにあたって日本銀行に提出した計数について過誤が判明した場合には、当該借入れの返済後であっても、当該借入れの根拠となる基本約定の廃止後であっても、また、利息の決済後であっても、速やかに、日本銀行（当該計数を提出した部署）に報告してください。

○　８．を９．とし、７．の次に次の８．を加える。

８．利得の返戻

対象先は、日本銀行との間で行われる借入れについて借入限度額を超えて借入れが行われた場合において、日本銀行から当該借入限度額を超えて借入れた金額について補完当座預金制度を通じて対象先に生じ得る利得の返戻を求められたときには、日本銀行の求めに応じ、当該利得を返戻するものとします。